

## 英検 CBT 受験規約

### 第 1条 総則

実用英語技能検定（以下「英検」）は、公益財団法人 日本英語検定協会（以下「協会」）が実施する実用英語能力の判定を目的とした文部科学省後援の資格試験です。

英検 CBT は、英検をコンピュータ上で行い、合格すると紙媒体で受験する英検（以下「通常の英検」）と同じ資格が得られる、協会が運営するサービスです。

英検 CBT の申込者および受験者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みをしているので、本規約を遵守する義務があります。

英検 CBT に関するサービスの利用期間は、申込時から、英検 CBT の一次試験に不合格の受験者については一次試験の成績表送付時まで、また、英検 CBT の一次試験に合格し、二次試験を受験された受験者については二次試験の成績表送付時までとします。

申込時

### 第 2条 受験資格・条件

- 各級とも、年齢・職業・学歴などは問いません。
- 過去に受験した級に関係なく、どの級でも受験できます。ただし、英検 CBT・通常の英検について、同一検定回と同じ級の申し込みおよび受験の権利は 1 つ限りです。同一検定回と同じ級を重複して 2 つ以上申し込みおよび受験することはできません。受験した場合は、すべて失格になります。
- 受験を希望する方は、あらかじめ英検ウェブサイト上に掲載する「英検 CBT 一次試験受験上の注意」および「英検 CBT 二次試験受験上の注意」の内容を理解し、受験してください。なお、協会の事前の許可なく保護者その他付添者の立会いの下受験することはできません。
- 11 歳未満の年少者が受験する場合は、保護者が本規約および英検ウェブサイトで受験上の案内や注意事項を確認の上、受験が可能かどうかを判断して申し込みを行ってください。
- 受験を希望する方は、協会よりメールを受信できる環境（有効な電子メールアドレスの所持等）を保有していることが求められます。受信ができない・確認を怠った等の理由で英検 CBT の受験に支障が生じた場合も、協会はその責を負わないこととします。
- 協会は、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者による英検 CBT の申し込みを承諾しないことがあります。
  - 申込者が英検 CBT の申込フォームに虚偽の内容を記載したとき。
  - 申込者が検定料の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると協会が判断したとき。
  - 申込者が、申し込み以前に英検 CBT の提供に関する契約を協会から解約されている場合、または英検 CBT の利用が申し込みの時点で一時停止中であるとき。
  - 申込者が、英検 CBT を利用して第三者の権利を侵害し、または違法行為をなすおそれがあると協会が判断したとき。
  - 申込者への英検 CBT の提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められるおそれがあると協会が判断したとき。
  - 申し込みが実用英語能力の判定という試験目的から逸脱していると協会が判断したとき。
  - 申込者が、英検 CBT を受験する際に求められるコンピュータ操作能力その他技術上の能力を満たしていないと協会が判断したとき。
- 連続した 2 つの級のダブル受験について

英検 CBT で 2 級・準 2 級のダブル受験をすることができます。それぞれの級について、午前・午後に分けてお申し込みください。受験順は問いません。また、連続した 2 つの級について通常の英検と組み合わせてダブル受験することも可能です。

### 第 3条 申し込み等について

- 試験概要の確認

実施級、各級の検定料、試験時間等の試験の概要および受験上の案内や注意事項等を確認の上、申し込みを行ってください。英検 CBT の申し込みは、申込者が英検ウェブサイトの申込フォームに必要事項を記入し、送信ボタンを押して協会に提出することにより行うものとします。
- 申込者は以下の事項を確認した上で、申し込むこととします。
  - 協会が英検 CBT で使用する試験問題は非公開であり、試験会場から持ち帰ることなどはできません。
  - 協会が英検 CBT で利用者に提供する、一次試験成績表では個々の問題の正誤は表示しません。
  - 申込者は、申し込み時に、二次試験を対面面接（以下「通常の二次試験」）で受験するか、CBT で受験するかのいずれかを選択することができます。英検 CBT 二次試験では複数の受験者が同一の部屋で面接試験を行います。面接はビデオ通話ソフトウェアを使用した、オンライン形式での試験となります。
  - 予め試験会場に用意されたコンピュータその他受験に必要な設備以外機器の持ち込みおよび使用はできません。
  - 試験中にはほかの受験者の入退室があります。入退室により多少の騒音が生じることがありますが、試験の可否には無影響です。
  - 試験会場内での貴重品、現金、手荷物、携帯品の管理は受験者自らが行い、協会は盗難、紛失その他について一切責任を負いかねます。
- 利用料金について
  - 英検 CBT をご利用いただくにあたり、利用料金は協会が定めた各級の検定料に従います。
  - 第 1 号の利用料金は、英検ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。
  - 第 1 号の規定に関わらず、協会は、利用料金の改定を行うことがあります。
  - 利用者は、第 2 号に定めた利用料金を、協会が指定する日時までに協会が指定する方法で支払うものとします。
  - 第 4 号の日時および方法については、英検 CBT の申込開始日までに英検ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。
- 申し込みのキャンセル・変更について
  - 一度申込手続きを完了した方の検定料は理由のいかんを問わず返金できません。また、級の変更による充当、次回以降への充当も認めません。
  - 申込者は申し込み時に一次試験の試験会場および二次試験の受験方法・地域を選択します。申し込み後の会場変更はできませんのでご注意ください。また、通常の英検への変更による充当も認めません。
  - 一次試験免除申請について

一次試験免除（以下「一免」）申請を希望する方は、英検 CBT の二次試験の申し込みはできません。通常の英検のお申し込みをお願いします。
- 障がい者特別措置について

障がいにより受験に不自由がある方は、あらかじめ「英検 CBT 一次試験受験上の注意」および「英検 CBT 二次試験受験上の注意」の内容をご確認いただき、受験が可能かを確認の上、申し込みを行ってください。英検 CBT の受験が困難な場合には、別途定める「障がい者に関する特別措置要項」に従い、通常の英検にお申し込みいただき、特別措置の申請をお願いします。

### 第 4条 試験日時・試験会場について

- 一次試験については、英検 CBT 一次受験票メールにおいて協会が指定する会場・時間にて受験してください。
- 二次試験を英検 CBT で受験する場合、英検 CBT 二次試験受験票メールにおいて協会が指定する会場・時間にて受験してください。
- 二次試験を通常の英検で受験する場合、二次試験の受験日は、A 日程・B 日程のうち、申込方法・希望受験地等に基づき協会が指定します。二次受験票において協会が指定する会場・時間にて受験してください。

### 第 5条 受験票

#### メール・郵送の受験票について

- 一次試験および二次試験を英検 CBT で受験する場合は、試験日の約 3 日前までに、申し込み時に登録したメールアドレス宛に英検 CBT 受験票メールをお送りします。二次試験を通常の英検で受験する場合は、試験日の約 6 日前までに受験者あてに受験票を郵送します。
- 必ず試験日までに英検 CBT 受験票メールまたは受験票に記載の志願者情報、注意事項を受験者本人が確認してください。
- 英検 CBT 受験票メールまたは受験票の未着等に関するお問い合わせは試験日の前日までとし、試験日以降は一切応じられません。
- 英検 CBT 受験票メールまたは受験票で指定された会場・時間の変更希望には応じられません。

### 受験時

#### 第 6条 受験時の注意事項の遵守

- 遵守事項

試験当日は英検 CBT 受験票メール（または郵送による受験票）、「受験上の注意」、および会場に掲示された注意事項・禁止事項を確認し、厳守してください。なお、試験当日は、英検 CBT 受験にあたり「受験上の注意」に対する同意の署名が必要となります。試験当日にかかる同意を頂けないときは、英検 CBT の受験をお断りする場合があります。
- コンピュータ操作技能不足への対応

受験者のコンピュータ操作技能の習熟程度による試験時間延長等の配慮は一切行いません。また受験者本人以外の代行者による解答も認められません。
- 第三者による受験の禁止等

試験当日に英検 CBT を受験することができる権利は申込者本人のみであり、第三者による代理受験および受験権利の譲渡は禁止されています。試験当日に本人確認ができないとき、または申し込みの事実が確認できないときは英検 CBT の受験をお断りする場合があります。

### 第 7条 受験時の持参物

- 必須持参物
  - 受験を証明する書類
    - [CBT 一次試験] 英検 CBT 一次試験受験票メール・本人確認票添付用顔写真
    - [CBT 二次試験（オンライン面接）] 英検 CBT 二次試験受験票メール・本人確認票 ※一次試験で顔写真を貼付していない場合、顔写真を貼付。
    - [通常の二次試験（対面面接）] 二次受験票・本人確認票 ※一次試験で顔写真を貼付していない場合、顔写真を貼付。
  - 身分証明書：学生証・生徒手帳・運転免許証・パスポート・健康保険証・社員証など本人を証明する公的な証明書 ※名刺・会員カード類・定期券は不可。
  - 筆記用具
    - [CBT 二次試験（オンライン面接）] ボールペン
    - [通常の二次試験（対面面接）] HB の黒鉛筆・シャープペンシル、消しゴム
  - 上履き：受験票に上履き持参と記載されている会場は、受験者自身で上履き・靴袋等を用意。 ※筆記用具・上履きを忘れた場合、協会は貸与いたしません。
- 持ち込み・使用禁止となるもの

以下に掲げるもの、その他試験の受験上不要と協会が判断したものについては試験監督者の指示のもとカバンまたは収納用ロッカーに収納し使用禁止とします。健康上の理由等やむを得ない理由により使用を希望する場合には、試験監督者へ申し出を行い、使用許可を得た上で使用しなければなりません。

  - 腕時計
  - 携帯電話・スマートフォン
  - モバイル端末 / ウェアラブル端末
  - 撮影・録画・録音が可能な電子機器
  - ストップウォッチ
  - その他音の出る機器
  - 参考書・辞書
  - 飲み物

### 第 8条 問題漏えいの禁止

英検 CBT の試験内容は非公開です。協会の承諾なく、試験問題（二次試験の問題カード等）の持ち出し、試験問題の一部または全部の複製および外部への開示・漏えい（インターネット等への掲載を含む）することは、法令により許される場合を除き一切禁じます。

### 第 9条 撮影等その他試験情報の漏えいの禁止

試験会場内での録音・撮影行為、また試験に関して知り得た情報全般を他者に開示し公開することを一切禁じます。

### 第 10条 遅刻時の対応

[CBT 一次試験] 試験開始時間までは認めますが、それ以降遅刻をした場合、受験できません。
[CBT 二次試験] 集合時間の 15 分後までは認めますが、それ以降遅刻をした場合、受験できません。
[通常の二次試験] 集合時間の 30 分後までは認めますが、それ以降遅刻をした場合、受験できません。

### 第 11条 試験監督者への質問

試験問題の内容およびコンピュータの操作・その他解答に使用する機器についての質問にはお答えできません。

### 第 12条 CBT 試験中の入退室について

- 試験中、一次試験教室、二次面接室には受験者以外の保護者・付添者は入室することはできません。ただし、一次試験の際には、補助者は受験者とともに教室に入室し、英検 CBT システムへのログインや個人情報の入力について補助することができます。その後はご退室いただきます。
- 試験開始時間・試験終了時間は受験者により異なります。入退室の際は他の受験者の妨げにならないようご注意ください。
- [CBT 一次試験] 退室の際には、席番号表兼メモ用紙は試験監督者へ返却、また、協会から貸与されたものは机上に残してください。
- 原則として試験開始後に退室した場合、教室に戻って試験を再開することはできません。お手洗いや体調不良により一時退室する必要がある場合は静かに挙手し、試験監督者へ申告してください。

### 第 13条 迷惑行為・不正行為

以下の行為に該当する場合またはその他本規約に違反する行為が認められる場合は、注意喚起を行うことがあります。注意があったにも関わらず改善が見られなかった場合、退場・失格となり、それ以降英検は受験できません。また検定料の返金もいたしません。

- 受験者および付添者が、試験監督者の指示に従わない
- 他の受験者に迷惑をかける行為や試験を妨害した（年少者の集中力低下等による迷惑行為・試験監督者が過剰と判断したタイピング音を含む）
- 試験中に携帯電話・スマートフォン、およびその他電子機器の電源を切らずに使用した
- 試験中に携帯電話・スマートフォンの着信音・バイブ音等、およびその他持ち込み機器により音を発生させた
- 不正行為をした（カンニング行為、試験問題の漏えい、他人の代わりに受験、試験中に援助を他人に与えたり他人から受けたりすること等）
- [CBT 一次・二次]受験用のコンピュータで英検 CBT 以外の機能を使用した

### 第 14条 CBT 試験環境

- CBT 一次試験の試験試験教室では、ほかの受験者も同時に受験しており、コンピュータの操作音（タイピング音等）、入退室音が存在します。無音にはなりません。音が気になる場合は、会場に設置されているヘッドフォンを着用し防音してください。
- CBT 二次試験の面接室では、ほかの受験者が面接を行っており、会話音、入退室音が存在します。無音にはなりません。ヘッドセットを正しく着用し、音量を自分で調整し、面接委員の声が正しく聞き取れるように調整してください。ほかの受験者の声が聞こえたなどの理由で面接をやり直すことはできません。

### 第 15条 試験中の記録について

- CBT 一次・二次試験および通常の二次試験における厳正公平な試験実施、評価・採点業務、調査研究のため、試験状況や面接内容を記録（録画・録音）することがあります。記録された情報（以下「記録情報」）は一定期間保管されます。なお、再委託先を含め業務を遂行するために必要な範囲を超えて記録情報を使用することはございません。
- 前項の記録情報について、問題内容や採点結果に関連する照会は一切受け付けません。

### 第 16条 試験中のトラブル

- トラブル防止には最善を尽くしておりますが、コンピュータを使用する試験のため、システムトラブルが発生する可能性がありますをあらかじめご了承ください。
- 試験中に、コンピュータのトラブルや外部からの騒音などがあった場合は静かに挙手し試験監督者の指示に従ってください。
- トラブルが発生した場合は、試験監督者が受験者に席の移動や再ログインをお願いすることがあります。その間しばらくお待ちいただくことがあります。
- 英検 CBT のシステムトラブルや外部からの騒音などにより試験が中止・中断されたと認められる場合は、一次試験では試験時間の延長などの処置を、二次試験では試験の一部または全部のやり直しなど

- の処置を行うことがあります。ただし、受験者の責めに帰すべき事由による場合はその限りではありません。
- 再ログインなどを行っても試験が続行できない場合、その他不測の事態が発生した場合は、試験を中止・中断する可能性があります。
  - 中断後、再開して試験を最後まで受験できた場合は、正常に実施されたものとみなします。中止した場合には、対応方法について試験日の翌営業日以降に協会より受験者へ連絡いたします。

#### 第 17 条 インフルエンザその他感染症について

インフルエンザその他感染症<学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第 18 条に定める各種感染症を指す。以下同様>に罹患している場合、および医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。インフルエンザその他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、試験会場にて受験をお断りすることがあります。協会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）、学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）および学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）に準拠し、試験実施を行っています。

#### 受験後

##### 第 18 条 試験結果について

一次試験・二次試験の試験結果については、後日英検ウェブサイトの合否閲覧サービスおよび郵送される成績表にて通知します。合否閲覧サービスの開始日時については、検定の申込開始日までに英検ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。

##### 第 19 条 成績の提供について

- 一次試験成績表・合否通知および二次試験成績表・合否通知は、申し込み時に登録した住所宛に送付いたします。送付の日程については、検定の申込開始日までに英検ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。郵便の不着、汚損、破損等が発生した場合、また、個人情報の誤りや変更がある場合には英検サービスセンターに申告してください。
- 大学等が英検利用型入試を行い、受験者が当該大学等に出願した場合は、大学等の要請により受験者の成績結果を提供します。なお、受験者が英検 CBT の受験に使用した個人情報と大学等への出願の際に使用した個人情報の不一致等により発生した入学試験への影響、結果等について協会は一切の責任を負いません。

##### 第 20 条 問題内容・採点結果異議申し立ての禁止

問題内容や採点結果・合否通知については一切異議申し立てを受け付けません。

#### 一般条項

##### 第 21 条 利用に関する禁止事項

- 申込者は、英検ウェブサイト、試験会場等で示される禁止事項に従うものとします。
- 申込者が前項に該当する禁止事項を行った場合、協会は、英検 CBT の受験を承諾しないことがあります。また、申込者が英検 CBT の受験後に禁止事項を行ったことが判明した場合には、協会が成績表送付の中止、もしくは合格の取り消しを行うことがあります。

##### 第 22 条 再委託

- 協会は、申込者に対する英検 CBT の提供に必要な業務の全部または一部を、協会の指定する第三者（以下、「再委託先」）に委託できるものとします。
- 前項の場合、協会は、再委託先に対して、協会が負う本規約上の機密保持義務と同等の義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行うものとします。
- 協会が再委託先に委託をした場合であっても、協会は、従前どおり、協会に課せられている義務を負担するものとします。

##### 第 23 条 機密保持

- 申込者は、英検 CBT 申し込みおよび英検 CBT 受験にあたって協会より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を機密として保持し、英検 CBT の申し込みおよび受験以外に使用せず、第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。
- 前項の規定は、英検 CBT に関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続するものとします。

##### 第 24 条 英検 CBT の提供停止等

- 以下のいずれかの事由が発生した場合には、協会は、受験者への事前の通知なく、英検 CBT の全部または一部の提供を停止することができるものとします。
  - 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合
  - 協会のシステムやネットワークの保守を緊急に行う場合
  - 協会が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が発生した場合
  - 試験会場が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が発生した場合
  - その他、協会が英検 CBT の提供の全部または一部を停止する必要があると判断した場合
- 以下のいずれかの事項に該当する場合には、試験当日に会場で英検の受験をお断りします。
  - 試験会場での受付で、本人確認が全くできない場合
  - 一次試験において、英検 CBT 一次試験受験票メールに記載の試験開始時間までに受付に到着しなかった場合
  - CBT 二次試験において、英検 CBT 二次試験受験票メールに記載の集合時間の 15 分後までに受付に到着しなかった場合
  - 通常の二次試験において、二次試験受験票に記載の集合時間の 30 分後までに受付に到着しなかった場合
  - 受験者が「受験上の注意」に対する同意の署名をしない場合

##### 第 25 条 免責事項

- 試験の中止  
台風や大雪等の天変地異や伝染病の流行等、不測の事態発生時は試験を中止する場合があります。その場合は、可能な限り速やかに英検ウェブサイトへの掲載等を通じて受験者へ中止の事実を通知いたします。
- 受験者間のトラブル  
試験会場における受験者（その保護者等の付添者を含む）間のトラブル等については、協会に責任がある場合を除き、協会は一切関与しません。
- 英検 CBT 利用についての免責  
協会は、申込者が英検 CBT もしくは英検 CBT を通じて他のサービスを利用したことにより、または利用できなかったことにより発生した一切の損害について、検定料の返金を含め、いかなる責任も負わないものとします。また、英検 CBT の変更、遅滞、中止、廃止等に基づく損害についても同様とします。
- 英検 CBT に関する情報についての免責  
協会は、申込者が英検 CBT や英検 CBT の設備に蓄積した情報または申込者が再委託先に蓄積することを承認した情報について、消失、第三者による削除または改ざん等が生じた場合の損害について、協会の故意に基づくものを除き、いかなる責任も負わないものとします。
- 責任の制限  
本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても協会が受験者に対して負う責任は、当該受験者が実際に支払った検定料総額を上回るものではありません。

##### 第 26 条 変更

- 英検 CBT の内容・名称等の変更  
協会は、申込者へ事前の通知なく、英検 CBT の内容・名称等を変更することができるものとします。
- 本規約の変更  
協会は、本規約を申込者へ事前の通知なく変更することがあります。また、変更後の本規約については、協会が別途定める場合を除いて英検ウェブサイト上に表示した時点より効力が生じるものとします。

##### 第 27 条 損害賠償

申込者は、英検 CBT 受験に際し、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

##### 第 28 条 個人情報の取り扱いについて

- 協会の個人情報の取り扱いについては「個人情報保護方針」をご覧ください。  
個人情報保護方針 <http://www.eiken.or.jp/privacypolicy/>
- 申込時の住所・氏名宛に、協会より英検に関する情報やサンプルテストの案内などを送付することが

あります。

- 受験者の大学等の受験に必要な範囲において、当該大学等への提供を行うことがあります。個人情報の協会への提供は、受験者の任意ですが、必要な情報が提供されない場合は、大学等への情報提供ができない場合があります。

##### 第 29 条 知的財産権

- 英検 CBT に関する著作権等の一切の知的財産権は協会に帰属します。また、英検 CBT は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律などによって保護されています。
- 英検 CBT の受験に際して受験者に提供されるマニュアル等の関連資料（以下「関連資料」）の著作権は、協会に帰属し、これらの関連資料は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律によって保護されています。

##### 第 30 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

##### 第 31 条 管轄

英検 CBT の申し込みおよび受験に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

##### 附則

本規約は 2015 年 8 月 1 日より施行する。

本改定規約は 2016 年 3 月 17 日より施行する。

本改定規約は 2017 年 3 月 10 日より施行する。

2015 年 8 月 1 日 施行

2016 年 3 月 17 日 施行

2017 年 3 月 10 日 施行

公益財団法人 日本英語検定協会